

府中市告示第43号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供するので、同条第3項の規定により公示する。

令和8年3月31日

府中市長 高野 律 雄

- 1 縦覧期間 令和8年4月1日から6月1日まで
午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を
除く。）
- 2 縦覧場所 府中市役所おもや2階市民部資産税課